

令和4年第2回

おいらせ町議会定例会

会議録第2号

おいらせ町議会 令和4年第2回定例会記録

おいらせ町議会 令和4年第2回定例会記録				
招集年月日	令和4年6月6日(月)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和4年6月6日 午前10時01分 議長宣告			
閉 会	令和4年6月6日 午後 3時24分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	川 口 弘 治
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法 第121条の規定により説明のため出席した者の 職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	田 中 淳 也
	税 務 課 長	久 保 田 優 治	町 民 課 長	松 山 公 士
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	澤 頭 則 光
	農 林 水 産 課 長	西 館 道 幸	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	三 村 俊 介
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	成 田 光 寿
	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	赤坂 千敏	事務局 次長	高橋 勝江
	事務局 主幹	木村 英樹		
町長提出議案の題目	1	報告第 4 号	令和3年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
	2	議案第 4 8 号	おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	
	3	議案第 4 9 号	おいらせ町監査委員の選任につき同意を求めることについて	
	4	議案第 5 0 号	おいらせ町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
	5	議案第 5 1 号	押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
	6	議案第 5 2 号	農業集落排水処理施設機能強化対策工事請負契約の締結について	
	7	議案第 5 3 号	令和4年度おいらせ町一般会計補正予算（第1号）について	
	8	議案第 5 4 号	令和4年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
	9	議案第 5 5 号	令和4年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第1号）について	
議員提出議案の題目	おいらせ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について			
	議員派遣の件について			
	委員会の閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会、総務文教常任委員会）			
	総務文教常任委員会委員長報告について			
開 議	午前10時01分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	10番	吉村	敏文	議員
	11番	澤頭	好孝	議員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (赤坂千敏君)	<p>おはようございます。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電はやスマートフォンの電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p> <p>議会開会前に、一般質問について若干ご説明申し上げます。</p> <p>本日は4人の一般質問が予定されております。</p> <p>質問時間は60分以内としております。制限時間の5分前には次のように呼び鈴を鳴らします。また、60分に達しますと次のようにベルを鳴らします。このベルが鳴りましたら、速やかに質問を終了願います。</p> <p>それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
	西館議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>なお、9番、沼端務議員は欠席であります。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時01分)</p>
議事日程報告	西館議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>一般質問は、通告書により順に発言し、次の質問に入る際はその旨を告知し、発言してください。</p> <p>おいらせ町議会会議規則第54条により「発言は簡明とし、議題外にわたり範囲を超えてはならない」とされておりますので、改めてお知らせいたします。</p>
一般質問	西館議長	<p>日程第1、一般質問を行います。</p> <p>抽せん順に発言を許します。</p> <p>1席8番、平野敏彦議員の質問を許します。</p>

<p>質疑</p>	<p>8 番 (平野敏彦君)</p>	<p>8 番、平野敏彦議員。</p> <p>おはようございます。</p> <p>令和 4 年第 2 回おいらせ町議会定例会に当たり、議長のお許しを得て、8 番、平野敏彦が通告に従いまして一問一答方式により一般質問させていただきます。</p> <p>令和 4 年 4 月、社会人として自覚や希望を胸に新たなスタートをされた多くの若者たちの前途にエールを送るとともに、ウクライナ情勢やコロナ禍で厳しい状況の中で必死に働く姿に心強さを感じております。また、町職員として夢と希望と奉仕の精神を胸に船出をされたお一人お一人の今後の活躍にご期待申し上げ、それでは通告いたしました一般質問について町長の所見をお伺いいたします。</p> <p>第 1 点目であります。新型コロナウイルス感染症対策についてであります。</p> <p>(1) 青森県内では、令和 4 年 4 月に新型コロナウイルス感染症と確認された方は 11,754 人で、過去最高とありました。おいらせ町の令和 4 年 5 月末までの感染の実態はどのようになっているかお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>1 席 8 番、平野敏彦議員のご質問にお答えします。</p> <p>感染者数の情報管理については県が行っており、公表に当たっても県が定めた基準に基づき、保健所管内別に公表されております。</p> <p>このため、当町に限定した感染者数は公表されておられません。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議員</p> <p>8 番 (平野敏彦君)</p>	<p>8 番。</p> <p>町長の答弁は、県で発表するテレビニュース等でも保健所管内別になっておりますけれども、実態として町が把握をしているのかいないのか。公表は今、町長が言った答弁のとおりだと思います。私が聞いているのは町の実態、どういうふうな形で把握をしているのか、確認をしたいと思います。</p>

答弁	西館議長 まちづくり防災課長 (田中淳也君)	まちづくり防災課長。 お答えします。 人数の公表はできませんが、県からは、感染対策、今後の対策等を市町村が行うことができるようにということでの情報はいただいております。 以上です。
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	8番。 それぞれ公表して町に差し障りがあるという捉え方なのか、公表することによって町民の間にいろんな不信感が生まれるということなのか。町が実際にワクチン接種するのに、人数、そういうようないろんな状況把握をしておりますけれども、じゃあ感染した人については県に報告するのみで、町が実態把握をしていないということなんでしょうか。この点について、もう1回確認したいと思います。
答弁	西館議長 まちづくり防災課長 (田中淳也君)	まちづくり防災課長。 お答えします。 町に来る情報につきましても、年代別、男女別、あと10代ですと性別非公表という形で、そういう情報しか来ませんので、それらを考えながら町でできる部分を対策しているということになります。 以上です。
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	8番。 私が言っている町に差し障りがあるとか、いろんな町民の不信感が出てくるとか、町はどう捉えているのかということは答弁になっていません。
答弁	西館議長 まちづくり防災課長	まちづくり防災課長。 以前県から公表についての問合せがっております。

質疑	(田中淳也君)	<p>町では、市町村別に公表することによって、いろんな被害というか、関係のない、本当の情報でない情報が流れる可能性があるとか、それから町民に対していろんな不安を与える。そういった感じで捉えておきまして、県は各市町村の意向を聞いて、公表をしないほうがいいという多数の市町村の意見を聞いて、公表しないこととしていと聞いております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	8番。
	8番 (平野敏彦君)	<p>了解しました。</p> <p>ただ、これから、そしてまたこの後、いろんな感染、コロナ以外の疾病が出てくる可能性もあるわけですよね。そのときに、今きちっとした町の対応、そういうものの考え方、それを整理しておかないと、次に出てきたときもなお同じような形。実際に町では、国から対策として交付金をもらっているわけですから、町の実態把握は、公表しなくてもいいんだけど、ちゃんとそういうものは把握しておくのは必要だと私は思いますよ。町長、どう思います。</p>
答弁	西館議長	町長。
	町長 (成田隆君)	<p>今、担当課の課長が県庁と連絡とりながら、いろんな指導、アドバイスを受けながら対応しておりますので、町とすれば県の指導あるいは指示に従って動くのは当然であり、例えば先ほど言いました氏名とかそういうのは公表しない、人数だけは公表されているという部分があればあったとしていいんですけれども、今少しコロナが落ちついてきて、余り話題から欠けてきているというような気がしていますけれども、最初のあたりですと、本当にどこの誰がかかったのよ、誰が持ち込んだのよというような誹謗中傷と言うんですか、そういう部分もあって、個人の人権に絡むようなうわさ、そういうのも流れたように聞いておりますので、県でも相当敏感な対応になっている部分があったのではないのかなと思っています。</p> <p>現在、先ほども言いましたように、落ちついてきたとはいえ、そういう部分で、どうしてもうわさは先行する部分がありますので、慎重に対応していかなければならないので、県の指示あるいは指導に</p>

		<p>従わなければならないのかなと思っています。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>町長も私の部分が理解されてもらえないのかなという思いです。町としてはちゃんと実態を、公表しなくてもいいから、基礎データとしてちゃんと持つておくべきだと私は思いますので、ひとつこの点、町長も心にとめておいていただければと思います。</p> <p>それでは、2番目に入ります。10歳未満や10代の感染者が多く、保育施設や小学校などのクラスターも相次ぎ、高止まりの状況が続いております。これまでの町の対応及び対策についてお伺いたします。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>青森県内の感染者数は高止まりの状態が続いておりましたが、5月下旬以降、減少傾向で推移しております。その中で町では、基本的な対応として、4月11日以降、感染防止対策を講じることで、各種制限を解除することとし、ホームページに掲載しております。</p> <p>次にワクチン接種についてですが、2月以降、3回目の接種を開始、2月から3月には、町内小中学校教職員及び保育施設等従事者を含む集団接種の実施、3月31日には小児への接種を開始し、その後も3回目の接種、小児への集団接種という体制で実施しております。</p> <p>次に保育施設や学校での対応についてですが、町内の保育施設には、不織布マスク、使い捨て手袋を配布し、こまめな消毒作業を行ってもらうなど感染防止対策を講じております。感染者が発生した場合は、当事者や当事者と接触したと思われる関係者が速やかに隔離されるよう、帰宅等の対応を依頼しております。</p> <p>学校においては、同居家族に風邪症状が見られる場合や濃厚接触者になった場合は登校しないように徹底、学校行事は慎重に検討し、部活動などは、感染防止対策を講じた上で実施することにしていきます。</p>
	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	
<p>答弁</p>		

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>対策については、特別おいらせ町独自のというようなものもとられていませんし、また平均的に県の指示、指導に基づいた形で対応しているということで理解をしますけれども、ただ、10歳未満、10代の感染者の場合は、ワクチン接種が進んでいるのは2回ですか、そのぐらい。それから、10代未満についてはいろんな形で取組が遅れている実態だと私は思うんですよ。</p> <p>そういう中で、なぜこの保育施設、小学校の部分が大事かといいますと、感染した子どもの親の話を聞きますと、同居する家族、それからうちに来た人が濃厚接触者になって、保育園児とか小学生が感染したとなれば、人数的に家族全部のほかにも、いろんな形で制限される。仕事は休まなければだめだ。そしてまた、濃厚接触者になれば、1週間自宅から買い物もできない。すごく制限を受けたということなんです。</p> <p>ですから、そういう意味では、孫が来て、孫が感染したために、ただ来ただけですごい制限を受けているということですから、やはり町としても、もし感染者が各家庭の中で1人でもそういう人が出てきた場合は、いろんなこういう制限、こういう制限、こういうのがありますよというのを、ちゃんと指導なりPRをすべきだと私は感じたんなんですけど、町長、どう思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>今、私語が伝わったかもしれませんが、そういう部分も含めて、県があんた方には関係ないというような指示があるようでして、県が全部やっているのは当初の予定であって、今は逆に今度少し落ちついてきたら、県が自分たちで判断すると、緩くなった部分はあるかと思いますが、とりあえずまだ我々おいらせ町は最初の対策を忠実に守っているのが現状であります。</p> <p>ですから、県がほとんど情報は対象者に連絡しているはずであります。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>それぞれ下火になってきていますから、それだけ効果が出ているのかなという形で理解しますが、それでは、3番目に入ります。</p> <p>ワクチン接種のお知らせが4月28日、ホームページに掲載されております。令和3年度中に5歳以上は接種券を発送済みとありますが、この小児の接種状況について、この前全協でも資料が出ていますけれども、確認をしたいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>5歳から11歳までの小児の接種状況について、5月末現在、対象者約1,750人に対し、1回目の接種完了者は503人、接種率28.8%、2回目の接種完了者は277人、接種率15.9%となっています。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>トータル的にいまして780人、大体1,750ですから、半分行っていないわけですね。</p> <p>これは、前にも質問したときに、例えば親がワクチン接種について疑問持っていると、子どもにそういう疾患があるとか、そういうものはどういう形で把握しているのか。この点について確認したいと思います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>当課で、小児の接種を行う前に、お子さまに対する新型コロナワクチン接種に係るアンケート調査をしたところ、早期に接種を希望するという方が、回答した中の約4割は早期に接種を希望する、接</p>

質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	<p>種を希望してから様子をみて決めたいという方が大体4割ということで、多くの方がある程度接種について前向きではないのかなと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>これからも多分続いていくのかなと思いますので、この前の町の放送を聞いて、広報無線で、今まではまちづくり防災課のお知らせが保健子ども課に今度変わったんですよ。</p> <p>私はやはりこの情報提供も一本化すべきじゃないかと。保健子ども課なら保健子ども課が主担事務でやっているんだったら、これを1本化してそこでやったほうが、町民の聞く側にしても、まちづくり防災課からでは、何かほかの災害が、大きい災害が発生したんじゃないかという先入観があるわけですから、やはり保健子ども課のほうが、ワクチン接種とか様々なのになれば、なるほどという理解をするんですけど、なぜこれがこの前は放送の担当課が変わったのか。誰がどういう形で変えたんですか。</p>
答弁	西館議長 保健子ども課長 (小向正志君)	<p>保健子ども課長。</p> <p>先日の放送に関しては、あくまでもワクチン接種を促すための放送であり、そのため保健子ども課で主担となって放送をかけたものであります。</p> <p>以上でございます。</p>
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	<p>8番。</p> <p>接種を促進するということであれば保健子ども課で、予防とかそういうのはまち防で放送するというのは、受ける側になって情報発信をしてもらいたいと。</p> <p>私は、やっぱりちゃんとした対策も、保健子ども課の分室があるわけですから、災害的な部分と捉えていますけれども、やっぱりこの疾病に関する部分については窓口を1本にして、町民に分かりやすく情報伝達をしてほしいと思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>それでは4点目に入ります。さっきと関連しますけれど、ワクチン接種は強制ではないとありますが、私は、5歳から12歳までと書いてありましたけれど、11歳までと訂正させていただいて、5歳から11歳までの接種について、町の取組、対応、さっき出ていますけれども、もう1回お願いします。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>5歳から11歳までの接種について、対象となる児童の保護者に対しアンケートを行った結果、291人の児童の保護者から「早期に接種を希望する」と回答を寄せられました。</p> <p>そのため、町では、三沢市と協議し、住所地に関係なく、小児への接種を可能としている町内及び市内の医療機関における個別接種、または集団接種で接種希望者の接種を受入れることとし、相互に連携して接種できる体制を整えております。</p> <p>なお、八戸市については、かかりつけの各医療機関において受入れが可能であれば接種できることになっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>そうすると、当町の病院、おいらせ病院については小児科がないために、5歳から11歳までの接種については対応できないと。よって小児科のある三沢市、それから当町の医院の中でも小児科を開業している部分、そういうのでやるんだということですから、町自体で集団接種的な形で医師を用意して対応するという考えは今のところないようではございますけれども、回答があったのは297人、保護者の中で早期希望しているわけではございますけれども、実際にさっきの答弁ですと1,750人が対象者になっているわけですから、この辺はおいらせ町以外のところへ行ってくださいということで全て5歳から11歳までは指導していくのか、町独自の集団接種体制とか、そういうのをとる考えがあるのか、ひとつお聞かせいただきたいと思っております。</p>

答弁	西館議長 保健こども課長 (小向正志君)	保健こども課長。 お答えいたします。 小児に関して集団接種は1度行っております。町民交流センターにおいて、4月下旬と5月の中旬に2回1セットやっております。 ただ、当初の予想より申し込み者が少なかったということで、今後まだ個別接種で希望している方、また集団接種で希望している方がいらっしゃるかと思っておりますけれども、そちらの動向を見て検討していきたいと思っております。 以上です。
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	8番。 実際、実施したけれども希望者が少ない。やはり私は、1,750人中、今町長の答弁ですと780人が接種しているだけけれども、まだあと半分以上はやっていないわけですから、実際にもう少しPRなり、そういうものも必要かと思っておりますし、今収束に向かっているから、親のほうももう大丈夫だという考えがあるのか。 この辺については、やはりもっと情報を発信して、町内でもできるよということも、体制も、私はPRしてほしいと希望しておきます。 それから、5番に入りますけれども、4回目の接種時期について、「3回目の接種から5か月以上空ける」となっておりますが、じゃあ1番最初のと、それから疾患がある人、そういう優先順位、この前新聞等にも出ておりますけれども、町の対応の仕方についてお聞きします。
答弁	西館議長 町長 (成田隆君)	町長。 お答えします。 一般の方を対象とした3回目接種の開始日が1月31日のため、4回目は5か月経過後の7月1日から本格的に開始する予定としております。 しかし、医療従事者で60歳以上の方は、1月31日以前に接種している人もいるため、6月中に4回目を接種する人もいるものと

質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	<p>思われます。</p> <p>なお、4回目接種のお知らせについては、6月中旬に発送を予定しており、準備を進めているところであります。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>6月中旬になればお知らせが届きますよということでありましてけれども、あと一つは、今、県でも国も制限が解除になって、G o T o トラベルとかというのがまた復活しましたよね。</p> <p>条件とすれば、宿泊所では3回目の接種の済んだという証明書を持参してくださいとかということが調べてみればあるんですけども、それは、ワクチン接種して、自分が医療機関から持ってきているんですけども、なくしたりなんかした場合は町で発行できますか、これをひとつ。</p>
答弁	西館議長 保健こども課長 (小向正志君)	<p>保健こども課長。</p> <p>接種証明については、当課で発行いたしております。</p> <p>また、マイナンバーカードとスマートフォンを使って、スマートフォン上でも発行することが可能となっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	<p>8番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>私、問合せがあったものですから、そういう形で伝えておきたいと思います。</p> <p>それでは、6番に入らせていただきます。町内の保育施設や高齢者施設などで働く町外在住者、町外から来て働く職員ですね、その人のワクチン接種をおいらせ町で接種することが可能かお伺いします。また、住所地以外で接種できる方法についてお伺いいたします。</p>
	西館議長	町長。

<p>答弁</p>	<p>町長 (成田隆君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の市町村で接種を行うこととされておりますが、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している人や基礎疾患を有する人のほか、医療従事者や高齢者施設従事者が勤務先の施設で接種する場合については、住所地以外での接種が認められております。</p> <p>そのため、高齢者施設従事者については施設接種での余剰ワクチンで接種が可能ですが、そこで接種できなかった人や保育施設従事者の場合は、一般と同じ取扱いですので、原則住所地の医療機関で接種していただくことになります。</p> <p>住所地以外での接種を希望する場合には、事前に住民票所在地の市町村に対し住所地外接種届けを提出する必要があります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>私もちょっと聞いたんですけども、例えば県外で働いている人はその働いているところで、私よりも早く3回目接種したという話を聞いて、おっ、すごいなという感じを受けました。</p> <p>もう1回確認しますが、住所地以外で接種できる方法について、おいらせ町民が町内の病院以外に、八戸市などで広域接種をする方法、これが、例えばワクチン接種の券が来ますね、それを持って行った場合は可能かどうかというのがまず一つ。</p> <p>それから、おいらせ町のワクチン接種率が低いと聞いておりますけれども、県内での接種率の順位、大体何位ぐらいになっているのか。</p> <p>それと、町民の健康第一と考え、まずはコロナ感染者を増やさない一つの方法としてワクチンの接種率を上げる必要があると考えています。これは私も町長も同じだと思いますけれども、青森県で実施している広域接種も含め、国や県など、町は様々な情報を分かりやすく、積極的にPRする必要があるのではないかと思います、この辺どういうふうに捉えているのかお聞かせいただきたいと思っております。</p>

答弁	西館議長 保健こども課長 (小向正志君)	保健こども課長。 まず第1点目の部分ですけれども、おいらせ町民が町外で打つことが可能かどうかということについては、かかりつけ医とか職場で接種体制が整っている場合は可能と考えております。 次に、県内での接種率の順位ですけれども、おいらせ町の接種率については余り高くはないほうということで、正確な順位までは確認していないですけれども、余り高くないほうということで確認しておりました。 あと、3点目についてですけれども、今後も、感染対策にはワクチンの接種が必要ということで、引き続きPRに努めていきたいと思っております。 以上です。
答弁	西館議長 まちづくり防災課長 (田中淳也君)	まちづくり防災課長。 町民に分かりやすくということでお答えしたいと思います。 先ほど、保健こども課長も話をしましたが、私どもも国の基本的対処方針とか県の対処方針等を見て、町民に伝わるような、分かりやすいホームページとか広報等でお知らせをして、感染対策をしたいと思っております。 以上です。
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	8番。 高くはないということは、接種率の順位からいったら下位にあるということで、順位ぐらいは公表してもよかったんじゃないかなと私は思います。 あと、私が今ここであれなのは、町内でも保育施設、高齢者施設でクラスターが発生したわけですね。 やっぱりこれは、町に所在する職員以外の職員が、原因のところも施設もあったわけですよ、ですから私は、町内で働く町外から来ているそういう高齢者施設、保育施設の職員についても町民と同じような形で早目に対応していくことによってこういうクラスターの防止につながると前々から話をしてあったんですけれども、実際に

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>こういう状況が展開した。</p> <p>そういう中で、やはり私は、これは町長の専権事項でできると思いますよ。町長、どう思います。私は、町長だったら、いいから、高齢者の平野を除いても、ほかの方を先に接種せと指示をしてもいいんじゃないかと思うんですけども、町長、どう思いますか。</p> <p>町長。</p> <p>平野議員が前々から言っていた、あるいはその考えは正しいことかもしれません。</p> <p>しかし、我々とすればその対処法は、やはりコロナという初めての疾病がまん延、あるいは対応に苦慮している部分もあって、どうしても県の指示あるいは指導に従わざるを得ない部分もあったのも、もしかして、町独自で、町の判断、町長の判断でやって間違いが起きると、なぜやったんだ、誰が責任とるんだという部分になることも考えられるということで、あくまでも県、国の指示に従うのが一番妥当ではないのかなということで、それを指示待ちで動いているのが現状であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>おいらせ町は県内人口がいろんな形で1番のときはPRしますけれども、こういう疾患対策についてもやはり先手を打って対応していく、県内行政の中で動き出してほしいということを期待しております。</p> <p>それでは、第2点目、水産業の振興策についてお伺いいたします。</p> <p>百石町漁業協同組合の水揚げは、地球温暖化の影響により、平成30年度以降減少し続けております。</p> <p>さらに追い打ちをかけ、新型コロナウイルス感染症が全国に拡大し、外食産業の需要が急激に落ち込み、漁業者は窮地に追い込まれている状態です。</p> <p>当町の全体の水揚げは、一般質問の資料にもありますけれども、令和元年度、対前年比で8,894万7,000円の減、令和2年度は7,414万2,000円の減、令和3年度は4,533万2,0</p>

		<p>00円の減となっております。平成30年度と令和3年度を比較すると、2億842万1,000円の減額となり、わずか4年で約56.9%も減少しており、漁業経営は深刻な状態となっております。</p> <p>そこで、1点目の質問であります。ホッキ貝の水揚げは、平成30年度8,250万5,000円に対し、令和3年度は5,800万7,000円となっており、減少額は2,449万7,000円、率にして29.7%も減少しております。</p> <p>そのため、ホッキ漁を営む漁業者の中には今後の操業に不安を感じ、日々苦悩が続いている状態であります。このホッキ貝漁業者に対し早急に町の支援が必要であります。町の支援策について、お伺いいたします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>ホッキ貝の水揚げ高は、新型コロナウイルス感染症による飲食店等の営業自粛や、令和3年度は外国船籍の座礁事故による重油流出も重なり、例年にもまして厳しい操業規制を強いられ、漁業経営に大きな影響を与えたと認識しております。</p> <p>ホッキ貝は、毎年資源調査を行い資源管理に努めていることから、資源量としては不足がないものの、市場取引による価格変動が大きく、操業日数や総量規制により水揚げ高が減少したものと推測しています。</p> <p>以上のことから、新型コロナウイルス感染症拡大がホッキ貝の市場取引に影響を及ぼし、収入が大きく減少したことから、令和2年度と令和3年度に、水産物プレミアム販売事業と定額給付金事業を実施し、漁業者への経済的な支援の一助となったものと考えております。今後も社会情勢に合った漁業者支援を検討していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>今、町長の答弁にあったように、ホッキ貝については毎年資源調査をして、資源の確保はされていると。ただ、今あったように、市場</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>価格が非常に低迷している分と、操業が安定しないんですよ。時化があって1週間も操業できないとか。1か月の操業期というのは、今年の場合は10日、1か月のうち10日しか出なかったのもあるわけですよ。ですから、そういうのがありますので、そのプレミアム販売で消費拡大も、そしてまたPRもこれはすごい効果が出ているなどと思いますけれども、ただ一過性の部分だけじゃなくて、今、操業するいろんな経費負担が非常に高額になってきている。</p> <p>今ホッキ貝操業については、町長もご存じのように、他の漁協では取り組んでいない。百石町漁協が最初から、もう何年も前、これで国の称号をいただいたんですけども、5隻を1艘で操業する5艘1艘体制、これが確立して、経費的には削減してきているわけですけども、それでも、今の燃油は非常にウクライナの関係で値段が高くなって、対応するのに苦慮しているということですので、私は、この燃油関係の状況がこれからも高止まりの場合は国が助成をするということですけども、軽油についても、いろんな意味で今後の操業するに経費負担が大変だという声が聞こえていますので、これらについても、町長、頭の中に入れておいてほしいと思います。</p> <p>それであわせて、2点目に入らせていただきますけれども、小型定置の水揚げも、平成30年度の額で2億6,836万2,000円ありましたが、令和3年度は8,657万3,000円、減少額は1億8,178万9,000円、率にすると67.7%減少し、大幅に落ち込んでおります。</p> <p>定置網漁は、それぞれの役割を担った「網船」、「運搬船」の船団でこの1船団を「1ヶ統」と呼んでおり、当町の小型定置網は3ヶ統が操業しております。</p> <p>ホッキ貝漁業者と小型定置網の漁業者では支援の対象者が違うため、この小型定置網の漁業者に対しても早急に町の支援が必要であります。支援策について、町長の考えをお伺いします。</p>
	<p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>サケの水揚げ高は、平成29年の水揚げをピークに、年々減少を続け、令和3年度にはピーク時の26%の水揚げまで落ち込んでいます。</p>

質疑	西館議長	<p>この原因は、地球温暖化による海水温の上昇によるものと言われており、当分の間は改善が見込めない状況と聞いております。</p> <p>これまで漁協では、サケの回帰率を高めるため、海産の親魚を無償で7年間提供し、つくり育てる漁業に取り組んできました。水揚げが落ち込んだ2年前からは、数少ない漁獲から買い上げになりましたが、継続的な取組を進めております。</p> <p>自然環境の変化による水揚げ高の減少は、自助努力では解決できない問題であり、資源の回復を待つしかないため、今後のつくり育てる漁業の新しい形を検討していく必要があると考えております。</p> <p>以上です。</p>
	8番 (平野敏彦君)	<p>8番。</p> <p>今の町長の答弁ですと、実態はきちっと把握しているなと思います。親魚の提供も回帰率、結局早い時期にふ化したものは成長が早いし回帰率もいいというふうなことで、3ヶ統の中でふ化場に提供しているのは、八戸・三沢ありますけれども、おいらせのこの3ヶ統の方々が一番親魚の提供をしているわけですね。</p> <p>今言ったように、自然的な海水温の影響とかそういうふうなので回帰率も育っていないというふうなのが分かっていますけど、それでも継続しなければサケはとれないわけですよ。</p> <p>さっきのホッキともかかわりがありますけれども、じゃあどういう形で漁業支援をするのかということについては、ちょっと町長のこれだというのが見えなかったものですから、私は、今、町が対応してほしいのは、漁業者の声として、さっきホッキのほうでも話をしましたけれども、この燃油に対する補助、この経費の負担を軽減して、魚はとれてもとれなくても船は出さなければだめなわけですから、そういう意味では、この経費的節減を図っても、もうこれ以上どうしようもない中で、どうしても必要な燃油の助成を町がしてほしいという声があります。これについて私もなるほどなと思いますけれども、町長、この辺についてはどう捉えておりますか。</p>
答弁	西館議長 町長	<p>町長。</p> <p>私も漁業不振に関しては心配しあるいは危惧しておるところであ</p>

質疑	(成田隆君)	<p>ります。</p> <p>話は少しそれますが、先日、県知事、副知事と面会する機会がありまして、この問題も少し要望しまして、漁協を救う方法として、太平洋の海を使って今盛んに言われている風力発電でもやってもらえるか県で検討してほしいんだよなという話をしましたら、太平洋側はどこの地区であっても風力発電には向かないんでないかなという、逆にリスクが大き過ぎるというような話。理由は、いつ起きるか分からない津波に耐えられるような風力発電ができるのかなという部分で、そうか、全国的な漁業不振で、漁協の援助としてそういうのもあるんでないのかなというのがありましたけど、また今日デーリーに特集としてサケの記事が載ってまして、そういう部分で養殖の方法もあるのかなという気がしておりますし、また、漁協でそういうのがもし可能であれば、そういう制度もつくるべきかなという部分もまずアイデアとして持っております。</p> <p>そしてまた、今、燃油の助成という話もありました。そういう部分では、漁協さんも苦しいでしょうけれども、燃油の値上がりは漁協さんだけでなく、農業も運送業さんもタクシー会社もみんな同じなわけですね。そういう部分では、果たして漁協さんだけに燃油の助成をしていいのか、あるいはできるのかという部分も含めて、これから内部で検討したい部分ではありますので、課題として覚えておきますので、よろしくお願いします。</p>
	西館議長	8番。
	8番 (平野敏彦君)	<p>今、町長は知事、副知事とも漁業の不振について話をした、情報交換をしたということで、町でもいろんな形で情報発信しているということは理解しましたがけれども、弱ってきてから、もう足腰が立たなくなってから対応を打ってもちょっと手遅れになるんじゃないか。やはり今ここを助けてくれという声に応えるというのが行政だと私は思うんですよ。町だけでやるんじゃないくて、今、町長が言った知事、副知事にもそういう漁業不振が伝わっているわけですから、これらを例えば特別交付税とか、そういうふうもので町が負担したものを補填していくという考え方も一つあるんじゃないか。そういうことを基本にして対応が可能だと私は思うんですけれども、交付税の担当課長は、特殊事情という形で特別交付税の対象になるかな</p>

答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>らないか、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>平野議員のご質問は特別交付税ということで財政担当課長ということでのご指名でございましたけれども、新型コロナウイルスの臨時交付金につきましても、4月の下旬に、こちらの新型コロナの交付金については、新たな枠という形で、コロナ禍における原油価格、あるいは電気、ガス料金を含む物価高騰に対して、影響を受けている生活困窮者あるいは事業者の負担軽減に資する支援事業に対してということで、おいらせ町に対しては1億円余りが追加交付をされております。</p> <p>この財源を活用するなどして、先ほどご提言いただいたような内容につきまして、あるいは町長が答弁したような内容につきまして、ただいま事業の取りまとめを行っているところでございます。</p> <p>まとめましたら、9月定例会で予算を計上できればなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>

答弁	町長 (成田隆君)	<p>お答えします。</p> <p>以前は、広報への町職員名簿掲載に合わせ、職員全員の顔写真を掲載しておりましたが、顔写真をもとに職員個人を特定し、いたずらや問合せ、さらには女性職員を対象としたストーカー事案が発生するようになりましたので、職員の安全確保と、プライバシーや個人情報保護の観点から顔写真の取扱いを見直しし、令和元年5月号から課長級以上の職員に限定し顔写真を載せることとし、現在に至っているものであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 8番 (平野敏彦君)	<p>8番。</p> <p>今の答弁ですと、ストーカーとか女子職員の特定とか、そういうのがあったと。そういう町民、そういうものに対する行政サイドの対応の仕方というのは、前にちゃんと講習したはずですよ、警察のほうから。職員がストーカーとかそういうものに恐怖心を感じるとか、そういう職場体制だと行政はうまく回りますか。私は、職員はちゃんと自信を持って、町民に指導していく立場にあるわけですから、そういう問合せがあったときに、管理職とかそういうのは何やっているんですか。私はおかしいと思いますよ。</p> <p>やはり前にも、職員の顔が全員載ったときに、例えば「あっ、この人がうちの町内会だ」とか、いろんな職員との距離が詰まったんですよ。何かあればこの人に頼もうとか。高齢者にとっては、掲載しないという根拠が、本当にこれで役場の仕事がちゃんといくのかなという思いが私はありますよ。</p> <p>その後、そうすると、こういうようなストーカー行為とかいうのはなくなったんですか。</p>
答弁	西館議長 総務課長 (成田光寿君) 西館議長	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>その後、ストーカー行為等はございません。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p>

<p>質疑</p>	<p>8 番 (平野敏彦君)</p>	<p>捉え方もあると思いますけれども、役場の仕事の中で、いろんな物売りとかそういうのが来ると思いますよ。そのときに職員が対応する。そしてまた管理職が対応しない。職員にとっては非常に大変なことだと思いますよ。私は、管理職がなぜあるのか改めて認識してほしいし、職員もちゃんと。</p> <p>[5分前のベルの音]</p> <p>2点目に入りますよ。もう時間ないから。</p> <p>今、町民が一番頼りにしている職員の顔写真、これが載っていないというのは、今、高齢者の方々は家にいる時間が非常に多くなって、人をだまし、欺く詐欺の電話を取る、こういう機会が増えて、人と接する機会が減り、相談する環境が少なくなったため、振り込め詐欺の件数が増加していると。令和3年度の特殊詐欺の被害は約1万4,000件、被害額は278億円と言われております。</p> <p>その中で、自治体職員をかたる詐欺事件が多発し、多くの町民から、職員との信頼関係を築く意味でも町職員の顔写真を望む声が多くあるわけですよ。私は今後の町の対応について毅然とした形でしてほしいし、こういう町の職員が誰かも分からないような町に住んでいるということは、住みたい町になりますか。町長、どう思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p> <p>西館議長</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>自治体職員をかたった還付金詐欺事案が発生していることは承知しております。本年4月開催の町内会長連絡会議においても、広報への職員顔写真掲載に関するご意見やご要望がありました。顔写真掲載を望む声があることは把握しております。</p> <p>ご質問の今後の町の対応であります。先ほど申しあげました経過等がありますので、取扱いどおり、今後も課長級以上の職員に限り顔写真を掲載していく考えは現在も変わっておりません。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p>

<p>質疑</p>	<p>8 番 (平野敏彦君)</p>	<p>私はこれで本当にいいのかなという思いですよ。この(3)にも絡みますけれども、見直しの考えがないということ。</p> <p>全国のインターネットで見ますと、新人職員の紹介とか、いろんな広報で載せていますよ。</p> <p>これによって職員のモチベーションが上がるし、新しい職員にとっては、デビューする、自分の人生がスタートする、これが町民に広くPRされることによって、やる気も全然違うんです。</p> <p>私はこういう判断をする管理職そのものが問題だと思いますよ。町長に対して、ちゃんと自分たちも守るし、「町長、先頭に立って地域住民と密接に話し合えるような対応つくしましょう」という職員が1人もいないというのは本当残念ですよ。</p> <p>町長をサポートするほうだったら、私は顔写真全部載せて、何かあったら町長、私らがやって、そのために警察、地元の防犯対策とかそういうつながりがあるわけですから、ちゃんと前は講習やって、職員が守られるような体制が続いてあったと思うんですけども、これらは申し送りされていないんですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 町長</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>今、平野議員から私を励ます、あるいは私を初め、きついおきゅう、ご意見、指摘されたものと思っておりますし、またご要望あることも理解しておりますけれども、やはり、私は約200名の職員の代表として、職員の考え、要望等を聞きながら、協力を得ながら業務を推進する立場にあるもので、自分だけ裸の王様になって、自分がやる、しかし誰もついてこないということでは困りますので、やはりみんなの意見を集約しながら、職員のプライバシーあるいは個人情報も踏まえながらやっていくのがトップの責務かなという気がしておりますので、平野議員の言っていることも分からないわけではありませんし、心を揺すられる部分もありますけども、やはり職員が大事、あるいは職員の意見も尊重しながら努めていきたいものだなと考えておりますので、今までどおり職員の顔写真は掲載しないということをご理解いただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。</p>

質疑	西館議長	これで、8番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。
	8番 (平野敏彦君)	ありがとうございます。 余談になりますけども……。
	西館議長	ここで、11時20分まで暫時休憩いたします。 (休憩 午前11時03分)
	西館議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午前11時22分)
質疑	西館議長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 2席7番、日野口和子議員の一般質問を許します。 7番、日野口和子議員。
	7番 (日野口和子君)	議長の許しを得て、7番、日野口和子、一問一答方式で質問させていただきます。 第1、男性の育児休業について。 2022年度には、男性の育児休業取得の促進に向け制度が大きく変わると報じられています。 このたびの法改正で、研修や相談窓口の設置といった育休を取得しやすい環境整備のほか、対象者への意向確認と制度周知が義務化されました。そこで次のことについてお伺いします。 (1) 本人または配偶者の妊娠・出産を申し出た町職員に対して周知した件数及び休業の取得意向を確認した件数をお伺いします。 また、そのうち男性職員への周知件数と休業の取得意向の件数もあわせてお願いいたします。
	西館議長	町長。
答弁	町長 (成田隆君)	2席7番、日野口和子議員のご質問にお答えします。 当町では、職員本人または配偶者の妊娠・出産により、育児休業の取得が可能となる職員に対し、個別に制度概要を説明し、意向確認

		<p>を行っております。</p> <p>昨年度の実績で申し上げますと、育児休業が取得可能となった職員は12名で、全員に個別に説明し、そのうち育児休業を取得したのは4名であります。</p> <p>また、男性職員の実績であります。育児休業取得可能者は12名中8名で、育児休業取得者はなしであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番 (日野口和子君)</p>	<p>7番。</p> <p>既に取得、休業している方もいらっしゃるということで、これをまた進めていってほしいと思います。</p> <p>2番、男性が育児休業を取得しやすい環境整備として、研修の実施や相談体制、取得事例の情報提供などが挙げられておりますが、仕事と育児を両立させるために、おいらせ町役場ではどのような取組や対策を講じているのかお伺いします。</p> <p>また、近年、仕事と育児の両立が難しいとの理由で離職した職員がいるかお伺いします。離職した職員がいる場合、性別と人数をお伺いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず、役場における仕事と育児を両立させるための取組や対策であります。次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、出産、育児、介護の両立や、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現と女性職員の活躍推進を図るべく、「特定事業主行動計画」を策定し、施策に取り組んでおるところであります。</p> <p>具体的には、子育てに関連した休業や休暇などの制度を周知し取得を促したり、職場環境や職員の意識の高揚を図り、職場全体で取り組む雰囲気づくりを醸成するなど取り組んでおります。</p> <p>次に、離職に関するご質問であります。当町では、仕事と育児の両立が困難であるとの理由で退職した職員はありません。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番 (日野口和子君)</p>	<p>7番。</p> <p>取得が困難だということで退職した職員はいないということで、ある意味安心しております。また、子育てに関しての職場全体での協力体制も聞いて安心しました。</p> <p>3番目に移ります。町男性職員の積極的な育児休暇取得情報を周知することにより、町内企業に対しても一定程度の波及効果が望めるものと思います。</p> <p>また、女性だけではなく男性も育児休暇を取得しやすい環境を整えることによって、育児の大変さも理解でき、協力しながら子育てをすることによって家族の絆も深くなるのではと思っております。さらに、職場全体で制度を理解してくれることによって仕事と育児の両立が図られると考えております。</p> <p>そして、一つ一つの家庭の幸福度が上がることによって町全体の幸福度に現われ、結果としてそれが町民への住みよいまちづくりにもつながっていくものと思いますが、町の考えをお伺いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>日野口議員の思いは、まさに、このたびの育児介護休業法改正の目指すところでもあり、少子高齢化が進行する中、出産・育児等により労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児を両立できる社会を実現しようというものであります。</p> <p>先ほど答弁申し上げましたように、町においても特定事業主行動計画を策定し、施策に取り組んでおり、その実施状況も町ホームページで公表、周知しております。</p> <p>男性職員の育児休業制度の運用はまだ低い水準ではありますが、引き続き職場の環境整備を進め、町内事業所の模範となるように取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>7番</p>	<p>7番。</p> <p>町長の考えをお聞きして、私も安心しております。これがおいら</p>

答弁	<p>(日野口和子君)</p>	<p>せ町の次のステップとして幸福度も上がってくるだろうし、町民のより住みやすいおいらせ町になるのではないかと考えております。</p> <p>次、2番目に行きます。コロナ感染症対策についてでございます。最近の県の発表でも下がっていますが、第6波、7波と懸念されている中、町のコロナ感染に関する放送は注意喚起を促しており、心よりありがたく思っております。ありがとうございます。</p> <p>さて、三戸管内の保健所でも感染者が継続的に出ておりますが、万が一町内でクラスターが発生した場合、おいらせ病院はそれに対応できる病床と医師や看護師の確保など、私たち町民がいつでも安心して受診できる整備体制なのかお伺いします。</p>
	<p>西館議長</p> <p>町長</p> <p>(成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>おいらせ病院では、国内外において、新型コロナウイルス感染症の広がりが顕著になった令和2年2月より、風邪症状等がある新型コロナウイルス疑いの患者の外来診療・検査医療機関として役割を担い、対応しているところであります。</p> <p>ご質問のおいらせ町内でクラスターが発生した場合は、三戸地方保健所がその対応をすることになります。おいらせ病院としては、保健所の依頼を受けて検査や診察を行うこととなります。ただし、新型コロナウイルス陽性患者の入院については、院内に感染病床が備わっていないため、受入れは行っておりません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への院内体制についてであります。濃厚接触者の検体採取や発熱外来に、ワクチン接種対応等、これまでになかった医療行為が増えていることから、業務がひっ迫し、負担が増えている状況にあります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番</p> <p>(日野口和子君)</p>	<p>7番。</p> <p>なかなか大変な状況になるんだなと考えておりますし、おいらせ病院の医師や看護師たちにも、改めて体に気をつけて対応してほしい、私たち町民を守ってほしいと思いました。</p> <p>2番目に移ります。おいらせ病院の医療従事者の負担軽減やその</p>

答弁	西館議長	他の対策はどのように図られているのかお伺いします。
	町長	町長。
答弁	町長 (成田隆君)	お答えします。 今回の新型コロナウイルス感染症対応について、先ほどの答弁でも触れましたが、新型コロナウイルス感染症疑い患者の検査・診療にワクチン接種が業務の負担を大きくしているものと捉えております。 その対策として、看護師の採用や非常勤医師による協力、委託職員の配置により業務の負担軽減を図ってきたところありますが、発熱外来や保健所からの検体採取の依頼が増加している状況下では、実質的に業務の負担軽減につながっていないものと認識しております。 なお、職員に対しては、令和2年2月から、新型コロナウイルス感染症に関わる危険な業務に従事した職員に防疫等作業手当の支給を拡充し、対応しているところであります。 以上です。
	西館議長	7番。
質疑	7番 (日野口和子君)	分かりました。なかなか大変だなと思っておりますが、3番に行きます。 3回目のワクチン接種をしないという声をよく聞きます。未接種者へ対してどのような勧奨対策を講じているのかお伺いします。
答弁	西館議長	町長。
	町長 (成田隆君)	お答えします。 勧奨対策として、町広報や町ホームページ、ほっとスルメールやツイッター、防災無線等を通じて、3回目接種の有効性等を働きかけているところであります。 以上です。
	西館議長	7番。

<p>質疑</p>	<p>7 番 (日野口和子君)</p>	<p>広報は皆さん1軒1軒届くんだけど、ホームページは、見る人は見るんだらうけども、私なんかどうやって見たらいいのかも分からないような人もいるものですから、そのところはどういうふうにしているんでしょうかね。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。 まず広報については、主に高齢者の方が見る人が多いかなと思いついて、接種方法とか、ワクチン接種の効果、安全性等をうたっております。 また、ホームページについては、主に若い人を対象に掲載していますので、若い人たちに追加接種を促すような形でPRしている状態です。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 7 番 (日野口和子君)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>7 番。 分かりました。 これでもって私の一問一答方式の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。失礼します。 これで、7番、日野口和子議員の一般質問を終わります。 ここで、お昼のため、午後1時30分まで暫時休憩します。 (休憩 午前11時37分) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後1時30分) 引き続き一般質問を行います。 3席3番、馬場正治議員の一般質問を許します。 3番、馬場正治議員。</p>

質疑	3番 (馬場正治君)	<p>それでは、議長のお許しをいただきまして、3番、馬場正治が通告に従いまして、大項目で三つの質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>まず、1番目の安全安心なまちづくりについてでございますけれども、(1)交通安全対策について、ア. 昨年的一般質問で、教育長は「町内の各学校長に対して、文部科学省の通達に基づいた通学路に指定すべき道路についての調査と報告を指示しており、新年度から公式に通学路を指定する」と答弁されましたけれども、今年度指定した通学路について、その詳細と町民への周知の方法について伺います。</p>
答弁	西館議長 教育長 (松林義一君)	<p>教育長。</p> <p>3席3番、馬場正治議員のご質問にお答えします。</p> <p>学校指定通学路については、町通学路交通安全対策路線図のスクールゾーンをもとに、学校から半径500メートルの道路について道路状況を確認の上、各学校において設定し、保護者等に周知するようお願いしております。</p> <p>また、今年7月に開催する町通学路安全推進協議会に報告後、町ホームページ等でお知らせすることとしております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	西館議長 3番 (馬場正治君)	<p>3番。</p> <p>ただいまの教育長の答弁でございますけれども、周知する方法については、各学校の児童・生徒の保護者にお知らせする、それと町民に対してはホームページ等に掲載するというごさいましたけれども、それでは、町内の国道、県道、町道、その他一般道路を通行するドライバーは、どこが通学路であるのか知ることはできないわけですね。そのことについては、どのようにお考えでしょうか。</p>
答弁	西館議長 学務課長 (福田輝雄君)	<p>学務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>馬場議員おっしゃるとおり、一般の車を運転する方々に対する周</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3 番 (馬場正治君)</p>	<p>知については、今回の答弁の中で回答する形にはなっておりませんでした。</p> <p>正直なお話をさせていただきますと、そこまで考えていないところがありましたので、今回ご指摘いただいた部分で、どういう形がいいのか、また再度検討していきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>3 番。</p> <p>今回の質問では想定していなかったということでございますけれども、県内、県外にかかわらず、町外の各自治体の取組は、これは文部科学省の通達にもあると思いますけれども、通学路という表示をするだけでドライバーは気をつけると思います。私自身そうですから。運転者は、「あっ、ここは通学路だから子どもが多く歩いたり通行しているな」と、そういう認識を持たばスピードダウンしたり周囲に気をつけるのがドライバーですよ。</p> <p>課長も免許を持っている以上、こういう質問をしたら、想定していなかったという答弁は意外だったかと、私は非常に残念に思いますので、早急に道路に対して通学路の表示、夜間でも見えるような、蛍光色を使ったような通学路表示を指定した通学路に表示していただきたい。そういう希望を申し上げて、アについては終わります。</p> <p>次、イですけども、昨年的一般質問で、教育長は「日没後に下校する児童生徒の服装について、自動車の運転者が認識しやすい方法がないかを校長会等で協議している」とおっしゃってございました。その後の進展についてお伺いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>木ノ下中学校から、昨年11月に生徒会及び教職員で生徒の下校時の安全について話し合った結果、「下校時に反射材を身に付け帰宅し、下校途中の安全を確保したい」との要望を受け、反射材つきたすきを購入し、生徒に貸し出し、日没が早い冬期間の着用を行っております。</p> <p>また、そのほかの学校においても同様の対応が可能か、今協議を</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>継続しているところであります。</p> <p>以上であります。</p> <p>3番。</p> <p>分かりました。</p> <p>昨年の私の6月定例会の一般質問から9月、12月にかけて、岩手県交通安全委員会が考案して販売している1着2,000円の蛍光色のコート、これを提案したんですけども、そこまでいくと、デザインとかいろいろ子どもが着たがらないという問題があるということで、その後協議していただいて、蛍光色のたすきをかけて下校するようにという指導をしているということで、これは一歩前進したなということで、私は大変評価しております。</p> <p>やはり6月の一般質問で、木ノ下中学生の死亡事故を受けて、何か足りないのではないかという問題提起をしたわけですが、そのときは、学校の指定かばんと靴入れですか、手提げ袋ですね、それに蛍光テープを張っているから大丈夫という答弁でしたけれども、そこからは大変前向きに、事故再発防止に向けて皆さんで協議していただいたということで、非常にいいと思います。</p> <p>また、町内、町外の先進地、安全なまちづくりについての先進地についての調査と勉強を重ねていただいて、やはりおいらせ町は子育てに力を入れているということを国民にアピールしていただけるような教育現場になってほしいな、町の教育行政にしてほしいというのが私の希望です。ありがとうございます。これでイは終わります。</p> <p>次、大項目の2番です。新型コロナ感染対策についてでございます。</p> <p>(1) わが町の新型コロナ感染症の感染者数についてでございますが、これは第1席の平野議員の質問と重複する部分があると思いますが、アとして、町が確認している最新の感染者数について伺います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p>

質疑	(成田隆君)	<p>1 席 8 番、平野議員へも答弁しましたが、先ほど馬場議員からも指摘がありました。平野議員の答弁と同じになってしまうんですけども、当町に限定した感染者数は公表されていないということです。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>3 番。</p>
	3 番 (馬場正治君)	<p>分かりました。平野議員の一般質問に対する答弁で、その内容と理由については理解いたしましたので、アについてはこれで終わります。</p> <p>次、イでございますけれども、これまでPCR検査等で感染が確認された町民について、「死亡」、これは病院での死亡または自宅での死亡両方です。それから「入院」、「自宅療養」、「その他」に分類した人数を確認しているかどうか伺います。</p>
答弁	西館議長	<p>町長。</p>
	町長 (成田隆君)	<p>お答えします。</p> <p>感染症法により、「死亡」、「入院」、「自宅療養」などの分類・調整、その判断については、都道府県が行うことになっており、当町の人数については確認することができませんということで、答弁いたします。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>3 番。</p>
質疑	3 番 (馬場正治君)	<p>今の町長の答弁では、県が確認することになっているという立場ですけども、県で確認したものは各自治体に知らせられないのかどうか伺います。</p>
	議長	<p>まちづくり防災課長。</p>
答弁	まちづくり防災課長	<p>お答えします。</p> <p>県で確認したものについては市町村に情報提供は来ないことにな</p>

質疑	(田中淳也君)	っております。 以上です。
	西館議長 3番 (馬場正治君)	3番。 分かりました。 これはいろいろ理由があろうと思います。やはり、この町はコロナ感染者が多いという認識が県民に、あるいは全国に広まると、そこへは行きたくない、そこは通りたくないという意識が働き、また個人情報の問題も出てくるので、よく理解できます。 感染者数に関しては、午前中の答弁では、情報はあるけども公表できないという答弁でした。これは私どもがそれを教えていただくには、情報開示の手続を踏めばできると思いますが、そこまでは私はする気はないので、答弁で十分理解いたしました。 以上でイについては終わります。 次、(2)のコロナワクチンの接種についてですけれども、ア. ワクチンの接種を受けた町民について、1回から3回まで各回の人数と町の人口に対する割合について伺います。
答弁	西館議長	町長。
	町長 (成田隆君)	お答えします。 5月末現在になりますが、5歳以上の接種対象者約2万4,000人に対し、1回目の接種完了者は約2万200人、接種率84.2%、2回目の接種完了者は約1万9,900人、接種率83.1%となっております。 また3回目については、12歳以上が接種対象となりますので、対象者約2万2,200人となりますが、そのうち約1万4,900人が接種を完了しており、接種率は67%となっております。 以上です。
質疑	西館議長 3番 (馬場正治君)	3番。 ありがとうございます。非常に細かく分析して、答弁していただきました。第1回目、2回目、3回目で、2回目までは80%を超え

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>ていますけども、3回目はやはり落ち込んでいるということだと思います。</p> <p>それでは次、イのワクチン接種後の副反応について、接種を受けた町民からどのような声が上がっているのかを伺います。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>ワクチン接種後の副反応についてですが、接種後、体内で新型コロナウイルスに対する免疫ができる過程で様々な症状が現われることがあります。町民から多く聞かれた症状は、注射部位の痛み、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛みなどで、大部分は接種の翌日をピークに出現し、数日以内に回復した方がほとんどでした。まれに腕の痛みやじんま疹のような湿疹、しびれ感などの症状があり、回復に時間を要した人もいますが、かかりつけ医または「接種後の副反応を疑う症状への対応可能な専門的医療機関」を紹介し、受診につなげました。</p> <p>年齢や体質、不安や恐怖感の有無、ワクチンの種類や接種回数などによって症状の程度は違いますが、当町では現在までに重篤な副反応の報告はありません。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>私の周囲の方々からも、やはり今の答弁にあるような副反応、また、1日か2日、仕事できる状態ではないということで休んで、自宅で療養されていた方とかおられます。そのことが3回目の接種率の大幅なダウンにつながっているのかなという気はいたしますけれども、ただ、国が、あくまでも強制ではありません、任意ですよと言いながら、様々な方法で各県、各自治体に対して、接種を受けるように推奨しているわけですよ。</p> <p>したがって、各県、各自治体は国の方針を受けて、接種しなければならないようなムード、国のそういう雰囲気、接種しないというと、あの人おかしいと思われるような、いわゆるプロパガンダ、政治宣</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>伝、そういう形で今回のワクチンの接種は進められてきているというのが実情です。</p> <p>この新型コロナワクチンが初めて中国で発見されたのは2019年12月なんですよ。ですから、まだ2年半前なんですね。2019年の12月ですから、そうですね、2年半前ですね。したがって、学会でもデータの積み重ねがない。とにかく患者がたくさん出て、それを調べるしかない。あるいは死亡者がたくさん出て、それを調べるしかないという現状。</p> <p>そこへ来てアメリカがいち早くワクチンをアメリカで承認を受けて、それに全世界の国が飛びついたという経過があります。このワクチンの効果についても疑問を持っているという方がたくさんいますけども、それは後段のほうでまたお聞きしますけども、イについては、副反応の症状については、私も町長答弁と同じように周辺の方々から伺っております。</p> <p>次に、ウに進みます。厚生労働省のウェブサイトでは、昨年10月3日までにワクチン接種後1,255人の死者が報告されているということが載っていますけども、その大半の死亡者について、接種と死亡との因果関係はよく分からないと厚生労働省では言っているようです。ウェブサイトをご覧になれば分かりますけれども、町として、おいらせ町として今後も国の方針に沿ってワクチン接種を推奨していくのかどうかを伺います。</p>
	<p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>国では、令和4年4月17日までに副反応疑い報告において、「死亡」として報告された事例は1,690件ありましたが、現時点において、ワクチンとの因果関係があると結論づけられた事例はなく、引き続き集団としてのデータを系統的に検討していくこととしています。</p> <p>いずれのワクチンも、安全性において重大な懸念は認められないことから、国ではワクチンの接種を国民に受けていただくよう勧めています。接種を受けることを強制しているものではありません。接種を受ける人の同意がある場合に限り接種が行われます。予防接種による感染症予防の効果とリスクの双方について理解した上で、</p>

質疑	西館議長	<p>自らの意志で接種を受けていただいております。受ける人の同意なく接種が行われることはありません。これはもう馬場議員をご承知のことと思います。</p> <p>なお、本予防接種については、予防接種法附則第7条第2項の規定により、法第6条第1項の臨時接種とみなして実施するものであり、市町村長は対象者に対して接種勧奨をすることとされていることから、町としては、今後も国の方針に沿いワクチン接種を推奨していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
	3番 (馬場正治君)	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今の町長の答弁、全国の自治体の首長のほとんど99%以上は同じような対応で、今の言葉ですけれども、国の推奨ではなくて、国、いわゆる厚労省は勧奨するよという通達が出ているということで、これは私も新しい情報をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>推奨ではなくて、勧奨なんですね。勧めなさいと。ただし強制ではありませんよ。これは、要は、将来的にワクチンによって、ワクチンを接種して死亡したことが、根拠が発見された場合、国家賠償に進むわけですよ。その対策のために、任意ですよと前おきしているんですね。</p> <p>過去にいわゆるツベルクリン反応、BCG、これの集団接種がありました。学校の体育館に生徒を並べて、同じ注射針で複数の児童に注射をしたわけですよ。それでB型肝炎訴訟、北海道の方13人が団体訴訟を起こして、最高裁で国が負けて、今その対応に大わらわで、テレビでもやっていますね、各法律事務所。B型肝炎国家賠償、B型肝炎訴訟、被害者はどうぞうちへ頼んでくださいと。全部調べて、こっちでやってあげますよと。死亡した方と肝臓がんの方に対しては3,600万、これが最高額ですけれども、ほとんど無症状の方でも50万と。私も被害者の1人で、今裁判中です。何年かかるかわかりませんがね。もう最高裁で出てしまったものですから、1個1個裁判やらないんですよ。もう提出された証拠資料によって、和解案を国が出すわけですね。1,200万でどうですかとか、60</p>

		<p>0万でどうですかとか。そういう段階にきています。</p> <p>先日、1週間ほど前のデーリー東北新聞では、青森県民の中で4人、和解案をのんで解決したというのが載っていました。東北は東北管区の弁護士会が窓口になって、仙台の地方裁判所でやっています。余談ですけども、町長の答弁は致し方ない対応かなという気がいたします。</p> <p>ただ、全国の首長でも推奨していない自治体もあるということをご存じだと思いますけれども、あくまで任意の方にしか打ちません。任意で純粹に希望する方ね。何か世の中の雰囲気に向けて、打たないと隣近所つき合いにくいとか、そういう方じゃなくて、本当に打ちたいという人にしか打っていないから、その自治体は接種率20%台です。そういう自治体もあるという事実ですね。</p> <p>次に、エ、新型コロナワクチンの安全性に疑問を唱えている学者や医師が多数おり、今年3月16日のデーリー東北新聞にも一面全面を使った「意見広告」が掲載されました。これがそのデーリー東北新聞です。一面全面を使っているんですよ。このワクチンのここが本当に安全かどうかというふうにあります。ご存じの方も、見た方もたくさんいるとは思いますが、今後18歳未満の未成年者や5歳以下の幼児、妊婦等に対しても町としてワクチン接種を推奨するのかどうか伺います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>先ほども答弁したとおり、国の方針に沿い、接種対象者のうち、ワクチン接種を希望する人が接種を受けられる体制を確保していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>ということは、5歳以下の幼児、妊婦等に対してもワクチンの接種を推奨していくというお答えでよろしいですか。</p> <p>私が保健子ども課に確認をしましたところ、5歳未満の幼児は対象外だとおっしゃっていましたが、それでも推奨していくと</p>

		<p>ということでしょうか、お伺いします。</p> <p>保健こども課長。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>町長は、接種対象者と言っておりますので、今回のワクチン接種の対象は5歳以上の者となっておりますので、5歳未満の幼児は含まれていないと考えております。以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>今の課長の答弁と町長の答弁は、5歳未満の幼児に対してという部分では全く逆ですけども、どちらが正しいかお答えください。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>馬場議員にお答えします。</p> <p>私の認識とちょっと担当課長の認識が違うので、担当課長が正確だと思いますので、代弁させますので、よろしくお願ひします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>新型コロナワクチン接種については、5歳から11歳の子どもについては小児用ワクチンの接種の対象、12歳以上については一般のワクチンの接種の対象となっており、5歳未満については接種の対象とはなっておりません。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>それでは、町長答弁の一部は間違っていたと。5歳未満の幼児は対象外だというのが正しいわけですね。</p> <p>妊婦に対してのお答えがなかったと思いますが、お願ひします。</p>
	西館議長	保健こども課長。

答弁	保健こども課長 (小向正志君)	妊婦についても、一般と同じく接種の対象となっております。 以上です。
質疑	西館議長 3番 (馬場正治君)	3番。 妊婦は結局産まれる前の子どもをおなかに育てているわけですよ。それは接種の対象なわけですよ。そこがどうも納得できないのです。 これは国の考え方をおいらせ町も踏襲しているということだろうと思いますので、要は厚労省の考え方に対する疑問なので、ここでは控えたいと思いますけれども、子どもに変わりはないわけですよ。「おぎゃー」と産まれれば対象外、まだおなかの中にいれば接種対象と。これは子どもに直接するんじゃないくて母親にするんだからと。ただ、コロナの菌は、コロナの細胞はおなかの中の胎児にも取り込まれる可能性も高いと専門家は言っているんですね。今このところで、おいらせ町が独自の判断ができないのかどうか伺います。
答弁	西館議長 保健こども課長 (小向正志君)	保健こども課長。 先ほど町長からも答弁しているとおり、国の方針に沿って接種を勧奨していきたいと考えております。 以上です。
質疑	西館議長 3番 (馬場正治君)	3番議員、マイクを少し。声が拾いづらいみたいだから。 3番。 分かりました。あくまでも国の判断に沿って、おいらせ町は町民に対して接種を勧奨していくと。これは5歳以上の子ども、未成年者、それから妊婦に対してもですね。0歳から5歳未満の子どもだけが対象外ということで、推奨しないと。 それでは、0歳から5歳未満の幼児に対して接種したいという保護者がいた場合、どう対応するのかお答えください。
	西館議長	保健こども課長。

<p>答弁</p>	<p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>0歳から5歳未満の乳幼児が接種を希望した場合は、接種対象とはなっておりませんので、接種についてはお断りさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>分かりました。それでよろしいかと思えます。</p> <p>ここの部分では、コロナワクチンの安全性に対する疑問あるいは危険性ということで、4月の23日に京都大学の准教授の先生が八戸に来て講演をしたんですよ。八戸市総合福祉会館で行われましたけども、100名以上の聴講者がありました。ほとんどが、お母さんが半分以上でしたね、子どもさんを連れたり。それと仙台市で開業医をしているお医者さんも来ました。約1時間ちょっとぐらいです。先生の雑談も入れると1時間30分を超えましたけれども、コロナワクチンの接種後の副反応、後遺症で悩んでいる方が非常に多い。</p> <p>ところが、今、一般の公立病院あるいは民間の病院、診療所でも、その後遺症を訴えても、治療する方法が分からない。よそへ行ってくださいとみんな断られるところが多いと。これはワクチンの後遺症なのか副反応なのかよく分からないと。要はデータがないわけですよ。まだ2年かそこらしかないわけですから、この新型コロナが発生してから。</p> <p>講演した先生は、いわゆる診療医ではなくて、外国の大学院も卒業して、東大も飛び級で博士号をもらった優秀な方です。その方は細菌学の専門家なんです。よ。</p> <p>ところが、国は細菌学の意見を当初は取り入れていたけれども、途中からそれを除いて、要は感染症の専門医を専門部会として設置してしまった。ということは、感染症の医者ですから、治すほうの人なんです。なぜこのウイルスが発生して、このウイルスはどういうものかという研究をしている人をはじめてしまっているんです。だからよく分からない。</p> <p>お国の事情としては、最初ファイザーという薬品会社が開発した、アメリカが承認したワクチンをです。ね……。</p>

質疑	西館議長 3番 (馬場正治君) 西館議長	3番議員、質問ですか。 質問の一環ですよ。 いや、通告外になっていますので、控えてください。
質疑	3番 (馬場正治君)	そういうことになりますかね。じゃ、この辺でやめます。 いずれにしても、八戸市の総合福祉会館でいろいろ話を聞いてきましたら、非常にこれは慎重に対応する問題であって、町でもいろいろな情報を入れて、テレビや新聞とか文科省の通達だけでは町民は守れないということを私は申し上げたいから、ここで質問させていただきました。 それでは、次に大項目の3の土地利用計画についてに入ります。 (1)農地の地目変更についてでございますが、ア、長年耕作されずに放置された状態の地目「畑」について、「原野」や「山林」または「雑種地」など、土地の所有者が処分しやすい「畑」以外の用途への地目変更の基準を緩和できないかどうか伺います。
答弁	西館議長 町長 (成田隆君)	町長。 お答えします。 長年耕作されずに放置された畑は、農地法に規定する農地に該当します。 このような農地も生産資源としての有効活用が求められており、地域農業の担い手に農地として集約し、優良農地として確保することが農地法で明確に定められております。 よって、農地を農地以外の地目に変更する場合は、農地法に基づく転用許可が必要となります。農地転用許可権者は青森県知事であり、農業委員会が農地転用申請の窓口となり、国が示した運用基準に基づき現地調査を行い、転用可否の判断を総会で諮った上で、青森県知事に転用許可申請書を進達し、許可を受けることで農地以外への地目変更が可能であります。 以上のことから、農地区分要件は国が定めている基準であり、農地を農地以外の地目へ変更する基準の緩和は、町の判断ではできな

質疑	西館議長 3番 (馬場正治君)	<p>いことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>農地法という非常に分厚い壁があると。そして転用許可の権限は知事が持っていて、その知事の持っている権限を、各自治体の農業委員会が一部許可を申請するための調査とか会議によって、転用してもいいのではないかという場所について知事に申請するというシステムだということによろしいですか。</p> <p>それでは、おいらせ町は昨年度から八戸市都市計画から抜けて、おいらせ町独自の土地利用計画をつくれることになったわけですが、それはどこで生かされるのかな。そこを伺います。</p>
答弁	西館議長 地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	<p>地域整備課長。</p> <p>当課に関わる土地利用計画としますと都市計画法になりますが、区域区分や用途地域の設定、変更などについては、国が定める都市計画運用指針に基づき検討することになります。</p> <p>区域区分は、青森県が決定主体となり、当町では今ご意見のとおり、昨年9月1日から町全域が単独の都市計画区域になりました。町で今後線引きは、都市計画区域になった線引きはされていませんけども、用途地域とか特定用途を決めるに当たっては、どうしても県との協議が必ず必須になるということになります。</p> <p>その上で、県の農業の担当課と協議した結果とすれば、やはり農地法、農地は大事だということで、なかなかそこは、権限は町にあるんですけども、協議によってどうしても取り切れないということの状況になっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 3番 (馬場正治君)	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>私だけではなくて、皆さんもご承知だと思いますけども、先祖が</p>

		<p>2代、3代前からやっている水田や畑、ところが子どもたちがもうみんな都会へ出てしまって、年寄りしか残っていない。誰もやる人がいない。ところが、売りたいくても、5アール以上耕作している農家でなければ売れない。これは農地法の下小さい項目だと思いますけども、そういう法律があるためにどうしようもないと。</p> <p>ところが、固定資産税も大してかからないわけですがけれども、子どもや孫が、「おばあちゃん、あそこの畑もう残さないでちょうだいよ。残されると草刈りやら何から私やれないから」と。放したいけども、先ほど申し上げたように、5反歩以上やっている農家でないと売れない。農家も買う人がいない、今の時代、畑売りに出しても誰も買わないと。</p> <p>これに対する対策を町は何か考えることはできないのかどうか。町長の考えを伺います。</p>
	西館議長	町長。
答弁	町長 (成田隆君)	私もそういう部分では、農地はたしか、馬場さん、今5アールと言いましたか、5反歩と言いましたか。
質疑	3番 (馬場正治君)	5反歩ですね。アールと言ったか、ごめんなさい。
答弁	町長 (成田隆君)	5反歩以上農地を持った人じゃないと農地を買うことはできないというような規定があるようでして、以前ですと、じゃあ、ない人は借りて農業やって、5反歩以上耕作してればいいというような部分もあって、そして借りて、どうしてもほしい土地は買ったようですが、今はご存じのとおり、なかなか農地が売りたいくても売れない。そういう規制の定めがあるもので、できていないわけでありましてけども、こういう部分に関しては、農業委員の会長もいますけど、農業委員会と相談しながら、どうすればいいか。国の施策でやって5反歩以上なければ農家と認めないよというのであれば、どうしても難しい部分があるかと思えますけども、例えば耕作放棄地なんかは、もうどうせ耕作できないし、柳の木がいっぱい生えているようなところは農地から除外していったらいいんじゃないか、そういう話はしておりますけど、今、馬場議員が具体的にどういう場所の畑を言っているのかちょっと分かりませんので、もし話は農業委員会ある

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>いは農林水産課で情報を持っているのであればそちらから答弁させたほうがいいかなと思います。</p> <p>ということで課長に答弁させますので、よろしくお願いします。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>今お話しありましたが、確かに5反歩、5,000平米以上を持っている農業者の方じゃないと農地を買えないという、最低の基準がございまして、それがあのおかげで、なかなか農地自体の売買とか貸し借りができないという部分があります。</p> <p>そういった部分で、売買については、畑については比較的、大分担い手の方も拡大してきておりますので、場所によっては売買の可能性もあるかとは思いますが、売買しないまでも、今は農地の中間管理事業ということで、そこが窓口となって、そういう農地をやる方がいない方については、その担い手に貸すような形の体制をとっておりますので、できればそういう中間管理事業等を利用して、できるだけ農地として活用していただければなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今の課長答弁の中で、5,000平米といたら5ヘクタールだから、5町歩じゃないの。5反歩が5,000平米ですか。私の計算がちよっと間違っていましたね。分かりました。</p> <p>そこで、農業委員会等と相談しながらという町長の答弁もありました。権限は知事が握っているということですよ。</p> <p>であれば、町の行政がおいらせ町独自の都市計画をつくれるわけですから、町の将来のために、例えば商店街にすぐ接している農地とか、住宅がたくさん建っている、これからも建つ可能性がある、おいらせ町は人口が増えていく可能性がある。そしたら町外からおいらせ町に転入してくる方々が土地を買いやすいように、畑の状態あるいは、私が言っているのは畑ですけどね、畑でも何十年も耕作していない、放棄されている部分については、ここは農地、畑の地目</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>を変更しようというようなことを農業委員会の皆さんと話し合っ て、知事に許可申請を上げるべきだと私は思います。</p> <p>それが独自の都市計画をつくるための最低条件だと私は思います よ。農地法があるからここは手が出せないんじゃない、おいらせ町のま ちづくりをできるわけがないと思います。私はそこまで頑張っ てほしいなと思います。</p> <p>それと、先ほど、柳の木が生えていて、ここは畑にするには木を全 部抜いてしまわないとできないから無理だろうと。そういう外観的 な判断ではなく、あくまでも都市計画として、別に木が生えていな くたって、ここはすぐ家が建ちそうだから、誰でも買えるようにし たほうが、住宅を建てて、町外からおいらせ町に移りたいという人 のためにはいいだろうという考え方をもっと高く持って、いわゆる 俯瞰して、おいらせ町の地図を上から見て、農業委員会の方々と話 し合っ て、どうすれば農地法をクリアできるか、知事に許可がもら えるかというようなことをもっとじっくりと一生懸命話し合っ てください。これが私の希望です。</p> <p>そうでないと町は新しくなっていくませんよ。人口も。土地が、北 部に行けば高いし、南部地区は安いんですよ、まだ。この奥入瀬川流 域はそういった考え方で、もっと先を見て政策を進めてほしいなと いうのが私の希望でありますけども、先ほど申し上げた外観上、木 が生えたりしていればということが農林水産課でもお話がありまし たけども、その外観によって、ここは、畑は無理だろうという判断 は、私は正しいとは思いません。あくまでもまちづくり、都市計画と して、ここはもう畑から剥がして雑種地にしようとか、そういう考 え方をしてほしいと思いますが、その私の考え方に対して、町長あ るいは担当課長はどのようにお考えなのか伺います。</p> <p>町長。</p> <p>先ほどの柳の木が生えたということは舌足らずで、答弁になっ ていないような部分もあったと思いますので、もう少し詳しくお話し しますと、例えば湿田、機械が入っても今だと沈んでしまっ てだめ なようなところで、もう機械もかけないし、どうすることもでき ないところを5年、10年って放置すると柳の木が生えてく るわけです。そして貸したい、売りたいといっても、畑と違って、機</p>
-----------	----------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>械作業できないもので、もう誰も借りる人もないというような部分が町内に結構あるんですよね。湿田はね。それも農地です。</p> <p>ですから、ああいう部分はもう除外したほうがいいんじゃないか。農振地域でもそれを除外できないのかなという話は担当課長としています。</p> <p>そして今、馬場議員がおっしゃっている畑のいい場所、耕作したければできるような場所は農地法の規定でどういう部分があるのか。私も詳しくは農地法のことには分からない。担当課長からまた、いま一度詳しく説明させます。</p> <p>以上です。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>それでは、私からお答えします。</p> <p>今、町長おっしゃった柳の木等々という部分は、土地が森林等の様を呈していて、もう農地に復元することが物理的に難しいだろう、困難だろうという農地も中にはございます。今言ったように、湿地で、もとあった場所で、どうしてもそこに機械とかも入っていかなくて、もう復元が難しいということで、継続して農地として使うことができないという農地も見受けられます。</p> <p>そういう農地につきましては、農業委員会で、事務局で現地調査を行った上で、それを非農地という判断をして、地目変更をすることも可能な、そういう場所もございますので、その場所によって判断が分かれてきます。</p> <p>今、なかなか農地が簡単に転用できないというのは、農用地区域という、特に農業をきちんとやっていかなければならない有用な農地がある、10ヘクタール以上の連担した農地がつながっている、そういう農地については、なかなか転用は、都市計画が緩くなったとは言えない場所になりますし、そうでない第2種とか第3種、近隣に宅地化が進んでいるような場所とか、その農用地区域内の端っこの農地であるとか、そういった場所によって実は転用も可能なところもありますので、その状況に応じてご相談いただければよろしいかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
-----------	---------------------------------------	---

質疑	西館議長	3番。
	3番 (馬場正治君)	<p>ありがとうございます。</p> <p>多分、今の課長の答弁は、国あるいは県からの地目変更許可に対するマニュアルをおっしゃっていると思います。このような場所についてという内容がそのように想像しますけれども、私が期待するのは、いわゆる個別の申請ではなくて、町全体の将来の姿として、現状からどこをどういうふうに変化させたいかという考えを優先させて、みんなで頑張って話し合っ、県に訴えていってほしいなど。県が権限を握っているわけですから。知事ですから、知事が権限を握っているわけですから、国じゃないんですよ。知事が、「分かりました。おいらせ町がこれからのまちづくりで、ここの農地を、地目を転用したい、ここの地区を転用したいということですね」と。それを納得させられるようなおいらせの都市計画を大きく前進させていただきたいなということを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。</p>
	西館議長	<p>これで、3番、馬場正治議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで、2時45分まで暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時25分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、一般質問を行います。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後2時46分)</p>
質疑	西館議長	<p>4席15番、檜山忠議員の一般質問を許します。</p> <p>15番、檜山忠議員。</p>
	15番 (檜山忠君)	<p>それでは、15番、檜山です。議長のお許しを得て、通告書に従い一般質問をいたします。一問一答方式でお願いいたします。皆さん、お疲れのことと思いますので、端的な答弁をよろしくお願ひします。</p> <p>さて、新型コロナ発症から2年半になろうとしています。ワクチン接種が頼みの綱となってきたような気がいたします。</p> <p>その間に、ロシアのウクライナへの軍事侵攻、戦争は激しさを増</p>

		<p>し、犠牲者の増加と破壊活動に世界中は悲しみに暮れています。早い平和を願うばかりです。</p> <p>また、コロナ禍のおいらせ町においても、ほとんどの行事が休止となり、町民のコミュニケーションの場が失われ、活気がなくなりました。</p> <p>その中であって唯一開催される第37回いちょうマラソン大会、ぜひ成功させて、皆さんに笑顔を届けていただきたいと思うものがあります。</p> <p>それでは、質問をいたします。真摯なるご答弁よろしく願いいたします。</p> <p>質問事項1、デマンドバスについてであります。デマンドバス運行から2か月たちましたが、その運用状況を問うものであります。</p> <p>質問の(1)ですが、計画時の1日平均利用人数と、現在の1日平均利用人数を教えてください。</p> <p>また、運行上の課題とその対策について伺います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>4席15番、檜山忠議員のご質問にお答えします。</p> <p>デマンドバス「おいらバス」の1日平均の利用人数ですが、計画では68.5人と見込んでおりましたが、4月1日から5月31日までの実績では、35.1人となっております。</p> <p>また、運行上の課題といたしましては、予約の電話がつながりにくいことがあること、乗り降りする場所が明確でなければ予約が難しいことのほか、町外まで運行してほしい、料金を安くしてほしいなどの要望も含めて、利用者からご意見をいただいております。</p> <p>そのうち容易に解決できるものについては、運行事業者と協議の上、都度対策を講じているところであります。</p> <p>一方で、時間を要する課題については、運行事業者や関係者と協議しながら検討していきたいと考えています。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>15番</p>	<p>15番。</p> <p>課題もあるようですから、しっかりとその課題に対処していただ</p>

答弁	(檜山忠君)	<p>きたいと思います。</p> <p>再質問ですが、土日にはバスを1台休ませているようですが、土日でも4台運行するべきと思うが、なぜ3台かを教えていただけますか。</p>
	<p>議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>おいらバスは平日4台、土日祝日3台で運行してございます。</p> <p>これにつきましては、計画段階におきまして先行事例等を調査いたしました。その結果、利用者の多くは医療機関への通院でございまして、土日祝日は休診している医療機関が多いということから、バス利用者が減る傾向にあるということが分かりました。</p> <p>計画段階におきましても、1台減らしても利用者に対して対応が可能であるということと、減らすことによってコスト削減にもつながるということで、1台減らして運行をしているところでございます。</p> <p>事前の調査によるところでございますけれども、土日祝日を平日と同じように4台にしたとしても、医療機関が休診ということからも、利用者の増には結びつかないのではないかなと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長	15番。
	<p>15番 (檜山忠君)</p>	<p>分かりました。</p> <p>現在の1日平均が35、当初計画したのが68人ということもあるので、病院以外でも、何かと利用することがあるやもしれないので、またPRしてほしいと思います。</p> <p>それでは、次の質問、(2)ですが、車椅子のまま利用できるリフトつきデマンドバスには、乗客の昇降時の段差解消の自動ステップが装着されているようですが、通常のデマンドバスにはそれがなく、ドライバーが踏み台を持参して対応しているとのことですが、安全上問題があるように思われることから、自動ステップを装着する考えはありませんか。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>議員ご指摘のとおり、リフトつき車両には電動の補助ステップが装備されておりますが、それ以外の3台には装備されておらず、ドライバーが踏み台を出して対応しております。</p> <p>その際は、ドライバーの乗降に支障のない場所に停車させ、安全対策には十分に注意を払っております。</p> <p>しかし、今後冬期間になりますと、足元が滑りやすくなったり、道幅が狭くなることから、ドライバーや利用者の安全面が危惧されますので、電動の補助ステップの装備等も含めて、安全対策について運行事業者と協議していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山忠君)</p>	<p>15番。</p> <p>分かりました。どうか、ドライバーの安全上の関係もあると思いますので、考えて検討してみてください。</p> <p>それでは、次の質問、(3)ですが、利用時間が午前8時から午後6時とあり、最後の利用者が目的地に到着する時刻が午後6時としていますが、仮に間木コミュニティセンターから分庁舎まで乗車したい場合、最終予約時間は何時ころとなりますか。</p> <p>また、この議会中の昼休みに我々議員にデマンドバスを披露する考えはありませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>最終予約時間についてのご質問ですが、予約の時点でおいらバスがどの場所にいるかによって到着時間が変わることから、一概に何時何分とはお答えが難しいと思います。</p> <p>ただし、午後5時30分までに予約があった場合には、目的地到着時間が午後6時を多少過ぎる場合でも予約を受け付けるようにしておりますので、午後5時30分までにご予約いただくのが確実だと思います。</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長 15番 (檜山忠君)</p>	<p>次に、おいらバスを議会中に披露するつもりはないかとのご質問ですが、おいらバスは年中無休で、予約に応じて運行しており、議会開会中は時間が流動的であるため、対応が難しいものと考えています。</p> <p>なお、日時が決まっていれば対応は可能ですので、議会から申入れがありましたら、運行事業者と調整したいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>15番。</p> <p>予約時間のことは、やはり明確に何かの方法で、5時30分であれば確実だというふうなのをPRする必要があるんじゃないかなと思います。</p> <p>我々考えるには、間木のコミュニティセンターから分庁舎までというと15分ぐらいで着くだろうな、そういう感じで考えて連絡とる場合があります。実際に私もとったんですけど、それでもそれではちょっと対応できない、そういうことがありましたので、そこら辺はよく周知をお願いいたします。</p> <p>それから、バスの披露ですが、機会を見て、またよろしく願います。</p> <p>それでは、次に、質問事項の2の財政調整基金の活用についてありますが、財政調整基金の年度末残高見込み額約21億5,000万円となることが令和4年第2回臨時会において報告されました。そこで次のことを質問いたします。</p> <p>(1)として、基金を活用して、おいらせ病院の移転計画を具体化する考えはありませんか。また、それに伴い、スケジュールを早期に検討する考えはありませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>財政調整基金は、地方財政法が規定する年度間の財源調整に充てるための積立金であり、全体の財源が不足する場合に、その不足額を埋めるため使うとされております。つまり、財政調整基金は特定事業の財源とするものではないということをご理解いただきたいと</p>

		<p>思います。</p> <p>よって、榎山議員のご質問については、基金を活用しての事業展開ではなく、現在の財政状況を踏まえた事業の取組方針として答弁させていただきます。</p> <p>次においらせ病院の移転計画についてであります。私の公約にも掲げているとおり統合庁舎建設と一体的に進めていくことを目指しておりますので、統合庁舎の建設候補地のめどや建設計画、スケジュールなどといったことが決定に深く関わってくるものと考えております。</p> <p>このことから当面は、病院の経営状況と取り巻く課題を整理し、地域医療構想を踏まえ、この地域に必要とされる規模や診療・病床機能、役割などを確認しながら前に進めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>15番 (榎山忠君)</p>	<p>15番。</p> <p>分かりました。財政調整基金については、私の勉強不足で、その性格の財源ではないということがよく分かりました。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>まずもって先日のNHKの取材に関しましては、これからの最重要課題は何ですか、こう言われたもので、具体的にはどこまで何をということではありませんけど、庁舎の統合、そして病院の新設、これはできるだけ早くやらないと、浸水地域に指定されているもので、やりたいんだけども手続があるから、なかなかそう簡単に場所も決まっていなしいというようなこと言いましたけれども、4年でどこまで進められるかは別として、町民に約束した部分でありますので、</p>

質疑	西館議長 15番 (檜山忠君)	<p>そういう部分を含めて、できるだけ早く進めたいと考えております。 以上です。</p> <p>15番。</p> <p>分かりました。 それでは、もう答弁をしてくれていますけども、次の質問の(2)の、基金と合併特例債を活用し、新統合庁舎建設計画を具体化する考えはありませんか。また、それに伴い、スケジュールを早期に検討する考えはありませんか。再度、お答え願えますか。</p>
答弁	西館議長 町長 (成田隆君)	<p>町長。</p> <p>先ほどの2回目の質問と重複する部分があるかと思えますけども、答弁書ができていますので、そのまま読ませていただきますので、了承してください。 お答えします。 新庁舎整備事業につきましては、政策公約の中で、浸水区域にある本庁舎、分庁舎を高台に移転する統合庁舎建設事業に着手することを掲げており、施策実現に向けて推進すべく、担当課に指示しているところであります。 まだ具体的なものをお示しできる段階に至っておりませんが、合併特例債の活用期限を踏まえた事業スケジュールを押さえ、おいらせ病院の移転事業と調整を図りながら作業を進めることとしており、財源については、合併特例債と公共施設整備基金の活用を想定しております。 今後、具体的に事業を進めていくに当たり、時宜に応じて、議員各位にもご相談していきたいと思っております。ご理解とご協力をお願いいたします。 以上です。</p>
質疑	西館議長 15番 (檜山忠君)	<p>15番。</p> <p>この件についても、公約としても載せていますので、町民も期待しておりますので、何とぞ進めていただきたい。</p>

答弁	西館議長 財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>そこで、再質問になりますが、合併特例債の活用できる期限と、現在の活用できる財源の額は幾らになっておりますか。それを教えてくださいいただけますか。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず、合併特例債の使える期限でございますけども、令和12年まで事業を完了することとなっております。</p> <p>それから、合併特例債の活用可能の残高は、現時点で31億9,000万ほどであります。そのほか、答弁でも出てきました公共施設整備基金ですが、年度末で10.3億ほどあるんですけども、そのうち庁舎整備に使えるなという部分については8.6億というふうに見込んでおります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 15番 (檜山忠君)	<p>15番。</p> <p>財源的には約32億ぐらいあるというふうなことでありますから、ただ期限が令和の12年ということは、あと約8年なわけですね。そういうことを考えると、やはり4年の任期の間にはあらかじめそれを計画しなければ進んでいかないと考えますので、ぜひとも実現する方向性をちゃんと定めていただきたい。それをお願いしておきます。</p> <p>さっきから言うようですが、公約としてありますので、本当に町民が、今このコロナ禍の中だからこそ夢のある新庁舎の問題、それに希望を託していますから、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、次の質問の(3)、第2回臨時会において専決処分をしました町道瑕疵による自動車破損の損害賠償が2件あり、その原因が道路の穴によるパンクとのことですが、基金を活用し道路整備事業を強化する考えはありませんか。</p>
答弁	西館議長 町長	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p>

	(成田隆君)	<p>第2回臨時議会において、2件の自動車破損に係る損害賠償の額の決定についてご報告いたしました。その後の対応状況としましては、5月2日に担当課から庁内全部署に対し、道路損傷箇所の情報提供を呼びかけ、また、5月20日に町内郵便局から道路損傷に関する情報提供をいただいております。</p> <p>情報提供をいただいた箇所は、担当課で現地確認及び必要に応じて緊急的な補修を行い、順次、業者による舗装補修を行っているところであります。</p> <p>今年度の生活道路に関する予算は、町道維持修繕工事費が8,000万円、町道整備工事費が5,000万円、合計1億3,000万円となっておりますが、今後も予算確保に努め、着実に道路整備を進めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山忠君)</p>	<p>15番。</p> <p>分かりました。</p> <p>おいらせ町は道路整備がよく、居住環境が整っていることから定住促進が進んでいると考えます。その期待に応えるようにしていただきたい、そう願います。</p> <p>次の質問、(4)ですが、町道豊原・豊栄線の道路幅が見にくい状態にあり、特に日没後や冬期間の降雪時は危険な状態で事故も起きています。基金を活用し、事故防止のため視線誘導標（デリネーター）を増設する考えはありませんか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町道豊原・豊栄線は、豊栄地区から豊原地区を連絡する延長約4.5キロメートル、幅員6.5メートルの農地に囲まれた見通しのよい道路になっております。</p> <p>当該路線のうち、町営霊園から豊原地区区間のカーブ地点において、強風を伴う降雪時などに車両が路肩へ脱輪するなどの事故が発生していることを把握しております。</p> <p>現在、カーブ地点には、10メートルから30メートル間隔で視</p>

質疑	西館議長 15番 (檜山忠君)	<p>線誘導標が設置されておりますが、視線誘導標の増設を含め、効果的な事故防止方法を検討していきます。</p> <p>以上です。</p> <p>15番。</p> <p>先ほどの質問にもありましたように、夜間が特に見づらいというのがありますので、そこら辺も考えたそれをしていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次の質問事項、(5)ですが、間木堤護岸周回舗装道路が劣化し、約70か所のジョイント部分に隙間ができ、車椅子や肢体不自由者の通行に支障を来していますが、整備補修する考えはありませんか。</p>
答弁	西館議長 町長 (成田隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>間木堤を周回する道路は、昭和57年から平成9年にかけて、県営ため池等整備事業による堤体改修工事で整備した管理用道路です。</p> <p>間木堤の所有者は奥入瀬川東部土地改良区で、県営事業終了後、施設の移管を所有者に行っておらず、堤体等施設は町に帰属していることから、道路の劣化状況を確認しましたが、ため池を管理する上では支障がない程度の劣化と判断しております。</p> <p>議員ご指摘のとおり、工事完了から25年が経過しており、管理用道路の劣化が見られますが、県が令和元年度に実施した重点ため池の詳細調査では、緊急性は低いものの将来的に改修が必要なため池に位置づけられておりますので、町としては改修時期に合わせて補助事業を活用し、管理用道路整備を進めたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 15番 (檜山忠君)	<p>15番。</p> <p>分かりましたが、しかしそれは極端に言うといつになるかわからない面もあるんじゃないかなと思うんですね。今コロナ禍の中です</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p> <p>西館議長</p>	<p>ので、そしてまた町でもジョギングコースを下田公園の中に新たにコロナ対策のためということやるということになっておりますので、それにあわせて、ここはウォーキングコースとして大変人気があって、老若男女の人たちが毎日するぐらい楽しみにジョギングをしているところですので、やはりコロナ禍を考えれば、そこもウォーキングコースとあわせて補修ぐらいはしてあげられるようにしていただきたいものと思いますけども、その考えには至りませんでしょうか。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>まずご指摘のありましたジョギングコースを整備する事業につきましては、コロナ対策交付金で実施する事業であります。屋内と比較して感染リスクが低いとされます屋外でのスポーツ環境を整える、町民の健康増進を図るため、下田公園のランニングコースの一部を舗装工事する事業になっています。</p> <p>具体的に言いますと、山崎堤の周囲になっておりまして、そこにつきましては、県民駅伝の練習ですとか、あとは町民駅伝のコースにもなっているコースでありまして、過去にも整備の舗装の要望があったということで、今回コロナ対策事業を使って整備するものであります。</p> <p>この事業で間木堤の周囲の補修はできないかということでございますが、町長答弁にもありましたとおり、間木堤の周囲につきましては、ため池の管理用道路ということで、今後、ため池の堤体の工事だとかと合わせて一体で実施したほうが効率的ではないかと考えておりますので、当方といたしましては、ジョギングコースの整備とあわせて実施する考えはないということをご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>なお、健康増進に当たっては、今回整備するジョギングコースにつきましてもウォーキングとかランニングで使用していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>15番。</p>
-----------	--	---

質疑	15番 (檜山忠君)	<p>分かりました。</p> <p>そういうのができないのであれば、なるべく早く護岸工事が進んで、早目になるような順序なり何なりやっていただければなど、そう思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、次の質問、(6)ですが、今年度の本庁舎、分庁舎のエアコン設置により全てにエアコンが設置されることになりますか。</p> <p>議場のエアコン設置はどうなりますか。</p>
答弁	西館議長 町長 (成田隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>庁舎へのエアコン設置については、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、昨年度から順次工事を進めてきており、利用形態等からエアコンを設置しないスペースも一部ありますが、今年度実施分で想定している箇所への設置を終える予定であります。</p> <p>また、議場への設置については、昨年度工事により、傍聴席側ではありますけれども、設置を終えているところであり、見えるとおり、あそこについています。そういうことであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 15番 (檜山忠君)	<p>15番。</p> <p>確かにエアコンはついていますが、けれども、あれは向きがこっちまでは届かないと思います、実際言って。あの部分だけであれば、それは十分だろう、傍聴席の方々には十分であろうと思いますけど、そこら辺もよく考えていただきたいなと思います。</p> <p>議場のことはよくもう1回見直しをしてやっていただきたい。どこにつければ、どういいのかというのをですね。</p> <p>それから、3階にはほとんどないということで、議会事務局もないですね。また1階の会計課にもないということなんですけども、庁舎内で勤務する職員及び私ら議員も同じですけれども、職場環境をよくしてあげるという考えに至らないでしょうか。どうでしょうか。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず議場の関係をご説明いたしますが、確かに見てのとおり、こちら側を向いていない形になりますが、実はエアコンを設置する際、エアコンには室外機というのが一緒にセットになるものですが、室外機の設置の関係上、構造上の関係で、どうしてもあの向きしかつけられないということをご理解ください。ただし、扇風機でこちらに風を飛ばすような形で考えたいと思っておりますので、その辺でご理解をお願いいたします。</p> <p>それから、先ほど3階の事務室であったり、それから1階の会計課のところはまだですというお話がありました。</p> <p>先ほど町長の答弁にもありましたとおり、昨年度からエアコンの設置工事を順次進めております。昨年度は、住民等が主に利用するスペース、それから会議室等を先行してやっていた形になっております。よって、3階についても、第1委員会室、第2委員会室はもう既に設置済みでございます。</p> <p>今年度であります、残った部分、職員が仕事する部分を中心に設置をしようと考えておりますので、先ほど榎山議員が質問いただいた議会事務局であったり、会計課のところも今年度の予算の中で対応する方向で今調整しているところであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (榎山忠君)</p>	<p>15番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>まず議会なんですけども、扇風機で回してと。このパネル板がついてしまったら、扇風機は何にも役に立たないんです。そこら辺もよく考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。あとはお任せします。</p> <p>それでは、次の最後の質問事項3ですが、まん延防止期間等の公共施設利用についてであります。今までは、まん延防止期間等の公民館等の公共施設利用について、今までの一律に県と同様の取扱いとせず、今後はウイズコロナとして、町内の感染状況を見て利用制限すべきではないかと考えております。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田隆君)</p>	<p>県の施設は県内外からの利用者があるのに対し、町の施設は町民利用者がほとんどであります。</p> <p>なお、青森県は令和4年4月10日まで公共施設の利用制限をしておりましたが、弘前市では4月1日から利用制限を解除する対応をしております。</p> <p>公共施設は利用している町民の生きがいの場であり、健康に直結すると考えております。町民の心と体の健康を維持するために、今後は町独自の利用制限する考えはありませんか</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>公共施設の利用については、県の対処方針に準じた対応をとることにしており、4月11日以降、感染防止対策を講じた上で利用の再開をしております。</p> <p>ご質問の町独自の利用制限や解除についてですが、県は、感染対策に係る施策の立案、決定に当たり、専門家会議を設置し、医学的見地からの助言等を得て、各種施策の決定をしております。</p> <p>町には専門家会議はなく独自に判断することは難しいこと、また、感染症の対策は、広域的な取組が有効であることから、今後も県の対処方針に準じた対応をしていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山忠君)</p> <p>西館議長</p>	<p>15番。</p> <p>分かりましたが、公民館等、公共施設を利用している人たちにとっては、そこを止められてしまうと行き場がなくなってしまうんですね。もうみんなひきこもりの形になっているもので、何とかならないものかなと、そういうふうにしての質問であります。</p> <p>そこで、県のそれに従いますと言っていますが、もしできたら、ワクチン接種の回数を条件として、3回以上打ったら、その人たちが使うんだったら一部開放してあげますよとかというふうなことを検討してみる考えはありませんか。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>

答弁	まちづくり防災課長 (田中淳也君)	<p>お答えします。</p> <p>まず、施設の利用制限については、感染拡大防止のために制限してあるものということで、まずご理解いただきたいなと思います。</p> <p>質問のワクチンの接種回数、接種歴とか、あと陰性証明、これらについては施設利用制限の解除の一つの方法であるなど考えておりますが、先ほども答弁したように、県の対処方針に準じた対応を基本としながら、今後そのような利用制限とか解除を決定する場合には参考にしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 15番 (檜山忠君)	<p>15番。</p> <p>ぜひ参考にさせていただきたいと思います。そうすることによって接種者ももしかすれば増えるんじゃないかなと思います。相乗効果が出る可能性もあると思いますので、それを参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>これで全部終わりました。余り早く終わり過ぎて都合が悪いんですけども、ありがとうございました。終わります。</p>
	西館議長	これで、15番、檜山忠議員の一般質問を終わります。
日程終了の告知	西館議長	<p>これで、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>以上で、本日の会議を閉じます。</p>
次回日程の報告	西館議長	明日、7日は、午前10時から本会議を開き、引き続き議案審議を行います。
散会宣告	西館議長	<p>本日は、これで散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(散会時刻 午後3時24分)</p>
	事務局長 (赤坂千敏君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員